

次世代育成対策推進法に基づく認定制度について (くるみん認定・プラチナくるみん認定 **+** プラス認定)

認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たした場合、申請を行うことによって優良な「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。加えて、令和4年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設されました。また、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を「くるみん認定」や「プラチナくるみん認定」にプラスして認定（プラス認定）し、企業の取組を推進しています。

令和7年7月末現在、全国で759社がプラチナくるみん認定を取得しており、86社がプラチナくるみんプラス認定を取得しています。（厚生労働省HPで公表済みの認定数）

「くるみん」認定マーク

令和7年4月1日からくるみんの認定基準とくるみんマークが改正されました。改正されたマークは、令和7年4月1日以降に認定申請し、改正された基準を全て満たしているとして認定決定された場合に付与されます。星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。



「プラチナくるみん」認定マーク

プラチナくるみん認定を受けるためには、事前にくるみん認定又はトライくるみん認定を受けている必要があります。プラチナくるみんマークは、12色使用できます。



「プラス」認定マーク

プラス認定を受けると、子育てサポート企業であることにプラスして、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業であることもPRできます。



女性の活躍・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」

一般事業主行動計画を公表する「一般事業主 行動計画公表サイト」、企業や労働者向けのお役立ち情報など、各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご利用ください。